

【令和7年3月28日公布 令和7年三浦市条例第22号】

三浦市市税条例等の一部を改正する条例

（三浦市市税条例の一部改正）

第1条 三浦市市税条例（昭和49年三浦市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

（三浦市債権管理条例の一部改正）

第2条 三浦市債権管理条例（平成25年三浦市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。